

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>	<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、<u>平成21年7月1日より</u>、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p><u>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成21年法律第14号）附則第2条の規定により同法第2条の規定による改正後の関税法第67条の13第2項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</u></p>
記	記
<p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の3<u>第4号</u>、第4条の5<u>第4号</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4<u>第4号</u>、第8条の3<u>第4号</u>、第8条の5<u>第4号</u>又は第9条の8<u>第4号</u>に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。</p> <p>(16) 「財務状況」とは、規則第1条の3<u>第8号</u>、第4条の5<u>第8号</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4<u>第8号</u>、第8条の3<u>第8号</u>、第8条の5<u>第7号</u>又は第9条の8<u>第8号</u>に規定する財務の状況をいう。</p> <p>2～6 (省略)</p>	<p>1 定義</p> <p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。</p> <p>(1)～(14) (同 左)</p> <p>(15) 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の3<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>、第4条の5<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>、第8条の3<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>、第8条の5<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>又は第9条の8<u>第1号ハ若しくは第2号ハ</u>に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。</p> <p>(16) 「財務状況」とは、規則第1条の3<u>第1号ト若しくは第2号ト</u>、第4条の5<u>第1号ト若しくは第2号ト</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4<u>第1号ト若しくは第2号ト</u>、第8条の3<u>第1号ト若しくは第2号ト</u>、第8条の5<u>第1号ヘ若しくは第2号ヘ</u>又は第9条の8<u>第1号ト若しくは第2号ト</u>に規定する財務の状況をいう。</p> <p>2～6 (同 左)</p>
別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閣第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号</u>に規定する各部門及び責任者</p> <p>ロ 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号</u>に規定する各部門<u>及び責任者</u></p> <p>ハ 認定製造者が定める実施規則にあっては、規則第8条の5 <u>第1号</u>に規定する各部門<u>及び責任者</u></p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記イ及びロにおいては、規則第1条の3 <u>第1号イ</u>、規則第8条の3 <u>第1号イ</u>又は規則第8条の5 <u>第1号イ</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の3 <u>第1号ホ</u>、規則第8条の3 <u>第1号ニ</u>又は規則第8条の5 <u>第1号ニ</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。 <u>なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。ただし、</u></p>	<p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>①及び② (同左)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号イ</u>に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第1条の3 <u>第2号イ</u>に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>ロ 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号イ</u>に規定する各部門（申請者が法人でない場合にあっては、規則第8条の3 <u>第2号イ</u>に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>ハ 認定製造者が定める実施規則にあっては、規則第8条の5 <u>第1号イ</u>に規定する各部門（申請者が法人でない場合にあっては、規則第8条の5 <u>第2号イ</u>に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。）</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号イ</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号イ</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記イ及びロにおいては、規則第1条の3 <u>第1号イ(1)</u>、規則第8条の3 <u>第1号イ(1)</u>又は規則第8条の5 <u>第1号イ(1)</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の3 <u>第1号イ(5)</u>、規則第8条の3 <u>第1号イ(4)</u>又は規則第8条の5 <u>第1号イ(3)</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の3 <u>第1号イ(2)</u>から <u>第4</u>まで、規則第8条の3 <u>第1号イ(2)</u>及び <u>第3</u>又は規則第8条の5 <u>第1号イ(2)</u>に規定する部</p>

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閣第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i) 総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること</p> <p>ii) 当該監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第7条の6、法第67条の7又は法第67条の14に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</p> <p>これらの部門以外の部門(規則第1条の3第1号口からニまで、規則第8条の3第1号口及びハ又は規則第8条の5第1号口及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。</p> <p>(注2) (省略)</p> <p>④及び⑤ (省略)</p>	<p>門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。</p>

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

① (省略)
② (省略) (注) 申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務(イ、ロ及びホを除く。)が網羅されていなくても差し支えない。特に、上記ハ及びヘからチまでについては、事業部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)が行うこととされていても差し支えない。

(2) (省略)

3 (省略)

4 貨物のセキュリティの履行に関する事項

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

① (同左)
② (同左) (注) 申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)が行うこととされていても差し支えない。

(2) (同左)

3 (同左)

4 貨物管理の履行に関する事項

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
①～⑤ (省 略)	①～⑤ (同 左)
5 監査体制	5 監査体制
<p>① 法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 適格な監査<u>部門及び責任者</u>の選定 ロ～ホ (省 略)</p> <p>(注1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていても差し支えない。</p> <p><u>(注2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則等又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第7条の6、法第67条の7又は法第67条の14に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</u></p> <p>② (省 略)</p>	<p>① 法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ 適格な監査<u>人の選定</u> ロ～ホ (同 左)</p> <p>(注) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていても差し支えない。</p> <p>② (同 左)</p>
6 (省 略)	6 (同 左)
7 関連会社等の指導等に関する事項	7 関連会社等の指導等に関する事項
<p>① (省 略)</p> <p>② 申請に当たり求められる税関手続及び<u>貨物のセキュリティ</u>の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。</p> <p>③及び④ (省 略)</p> <p>(注) (省 略)</p>	<p>① (同 左)</p> <p>② 申請に当たり求められる税関手續及び<u>貨物管理</u>の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。</p> <p>③及び④ (同 左)</p> <p>(注) (同 左)</p>

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8~11 (省略)	8~11 (同左)
12 教育及び研修に関する事項 <input type="radio"/> 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ (省略) <u>(注) 申請者の責任の下、他の者が教育及び研修の全部又は一部を実施しても差し支えない。ただし、自社固有の業務に関する教育及び研修等、他の者による実施が適当でないものは、申請者が行う必要がある。</u>	12 教育及び研修に関する事項 <input type="radio"/> 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ (同左)
13 (省略)	13 (同左)
別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)	別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)
1 体制整備等に関する基本的事項 <input type="checkbox"/> ①及び② (省略) <input type="checkbox"/> ③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者 <input type="checkbox"/> ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4 <u>第1号</u> に規定する各部門及び責任者	1 体制整備等に関する基本的事項 <input type="checkbox"/> ①及び② (同左) <input type="checkbox"/> ③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号イ</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者 <u>（申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。）</u> <u>(注)において同じ。）</u> ロ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4 <u>第1号イ</u> に規定する各部門及び責任者 <u>（申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それ各自該当する者をいう。（注1）において同じ。）</u>

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8 <u>第1号</u>に規定する各部門及び責任者</p> <p>(注) 上記イからハにおいては、規則第4条の5<u>第1号イ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ</u>、又は規則第9条の8<u>第1号イ</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5<u>第1号ニ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号ニ</u>又は規則第9条の8<u>第1号ニ</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。</p> <p><u>なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。ただし、</u></p> <p>i) <u>総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること</u></p> <p>ii) <u>当該監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第52条、法第62条、法第63条の5又は法第79条の2に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</u></p> <p>これらの部門以外の部門（規則第4条の5<u>第1号ロ及びハ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号ロ及びハ</u>又は規則第9条の8<u>第1号ロ及びハ</u>に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>④～⑥ (省略)</p>	<p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8 <u>第1号イ</u>に規定する各部門及び責任者(<u>申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者</u>であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</p> <p>(注) 上記イからハにおいては、規則第4条の5<u>第1号イ(1)</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ(1)</u>、又は規則第9条の8<u>第1号イ(1)</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5<u>第1号イ(3)</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ(4)</u>又は規則第9条の8<u>第1号イ(3)</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5<u>第1号イ(2)</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ(2)及び(3)</u>又は規則第9条の8<u>第1号イ(2)</u>に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>④～⑥ (同左)</p>
2 各部門の業務内容等に関する事項	2 各部門の業務内容等に関する事項

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 総括管理部門 ① (省略) ② (省略) (注) 申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務 <u>(イ、ロ及びホを除く。)</u> が網羅されていなくても差し支えない。特に、上記ハ及びヘからヲまでについては、事業部門が行うこととされていても差し支えない。	(1) 総括管理部門 ① (同左) ② (同左) (注) 申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の <u>全て</u> が網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいづれかの業務が事業部門が行うこととされていても差し支えない。
(2) (省略)	(2) (同左)
3 (省略)	3 (同左)
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項 ①～⑤ (省略) ⑥ 依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認（ <u>貨物の現況の的確な把握のための確認のほか、人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認を</u> いう。）を行う体制を整備しているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。）。	4 貨物管理の履行に関する事項 ①～⑤ (同左) ⑥ 依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認（人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。）を行う体制を整備しているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。）。
5 監査体制 ① (省略) (注) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 <u>(注2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。</u> この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該	5 監査体制 ① (同左) (注) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p>他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第52条、法第62条、法第63条の5又は法第79条の2に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</p> <p>② (省略)</p>	
6	(省略)	6 (同左)
7	関連会社等の指導等に関する事項 <p>① (省略) ② 申請に当たり求められる税関手続及び<u>貨物のセキュリティ</u>の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。 ③及び④ (省略)</p>	7 関連会社等の指導等に関する事項 <p>① (同左) ② 申請に当たり求められる税関手續及び<u>貨物管理の履行</u>に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。 ③及び④ (同左)</p>
8~11	(省略)	8~11 (同左)
12	教育及び研修に関する事項 <p>○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ (省略) (注) <u>申請者の責任の下、他の者が教育及び研修の全部又は一部を実施しても差し支えない。ただし、自社固有の業務に関する教育及び研修等、他の者による実施が適当でないものは、申請者が行う必要がある。</u></p>	12 教育及び研修に関する事項 <p>○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ (同左)</p>
13	(省略)	13 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前											
〔別紙様式1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート				〔別紙様式1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定製造者</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 特例輸入者	○○○社	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定製造者</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 特例輸入者	○○○社	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	○○○社														
<input type="checkbox"/> 特定輸出者															
<input type="checkbox"/> 認定製造者															
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	○○○社														
<input type="checkbox"/> 特定輸出者															
<input type="checkbox"/> 認定製造者															
1 体制整備等に関する基本的事項				1 体制整備等に関する基本的事項											
No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税關 審査欄	No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税關 審査欄								
① 及 び ②	(省　略)	(省　略)		① 及 び ②	(同　左)	(同　左)									
③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号</u> に規定する各部門及び責任者 ロ 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号</u> に規定する各部門及び責	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3 <u>第1号</u> に規定する各部門及び責任者 <u>(申請者が法人でない場合にあっては、規則第1条の3第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注1)において同じ。)</u> ロ 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3 <u>第1号</u> に規定する各部門 <u>(申請</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO									

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前				
<p>任者</p> <p>ハ 認定製造者が定める実施規則にあっては、規則第8条の5<u>第1号</u>に規定する各部門<u>及び責任者</u></p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3<u>第1号</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3<u>第1号</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記イ及びロにおいては、規則第1条の3<u>第1号イ</u>、規則第8条の3<u>第1号イ</u>又は規則第8条の5<u>第1号イ</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1</p>				<p>者が法人でない場合にあっては、規則第8条の3第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>ハ 認定製造者が定める実施規則にあっては、規則第8条の5<u>第1号イ</u>に規定する各部門（申請者が法人でない場合にあっては、規則第8条の5第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。）</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の3<u>第1号イ</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第8条の3<u>第1号イ</u>に規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記イ及びロにおいては、規則第1条の3<u>第1号イ(1)</u>、規則第8条の3<u>第1号イ(1)</u>又は規則第8条の5<u>第1号イ(1)</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則</p>				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	<p>条の3 第1号<u>ホ</u>、規則第8条の3 第1号<u>ニ</u>又は規則第8条の5 第1号<u>ニ</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。</p> <p><u>なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>ただし、</u></p> <p>i) <u>総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること</u>等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること</p> <p>ii) <u>当該監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第7条の6、法第67条の7又は法第67条の14に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。</u></p> <p>これらの部門以外の部門（規則第1条の3 第1号<u>ロ</u>から<u>ニ</u>まで、第8条の3 第1号<u>ロ</u>及び<u>ハ</u>又は第8条の5</p>				<p>第1条の3 第1号イ(5)、規則第8条の3 第1号イ(4)又は規則第8条の5 第1号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の3 第1号イ(2)から(4)まで、第8条の3 第1号イ(2)及び(3)又は第8条の5 第1号イ(2)に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。</p>		

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	第1号口及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。 (注2) (省略)						
④ 及 び ⑤	(省略)	(省略)			(注2) (同左)	(同左)	

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
①	(省略)	(省略)	
②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注)申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務 <u>(イ、ロ及びホを除く。)</u> が網羅され <u>されていなくても差し支えない。</u> <u>特に、上記ハ及びヘからチまでに</u> <u>については、事業部門（特定事業部</u>		

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
①	(同左)	(同左)	
②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注)申請者において法令遵守規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務 <u>の全て</u> が網羅されておらず、又は <u>これらの業務のうちいずれかの</u> <u>業務が事業部門（特定事業部門に</u> <u>による利用の場合においては、当該</u>		

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
		門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。) が行うこととされていても差し支えない。 イ～チ (省略)	(省略)		事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。) が行うこととされていても差し支えない。 イ～チ (同左)	(同左)	
(2) (省略)				(2) (同左)			
3 (省略)				3 (同左)			
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項				4 貨物管理の履行に関する事項			
No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
①～⑤	(省略)	(省略)		①～⑤	(同左)	(同左)	
5 監査体制				5 監査体制			
No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
①	法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 (注2) 他の者が適正に監査の業務を			①	法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることがとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則等又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第7条の6、法第67条の7又は法第67条の14に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。						
	イ 適格な監査部門及び責任者の選定	<input type="checkbox"/> YES			イ 適格な監査人の選定	<input type="checkbox"/> YES	
	ロ～ホ (省略)	(省略)			ロ～ホ (同左)	<input type="checkbox"/> NO	
②	(省略)	(省略)			② (同左)	(同左)	

6 (省略)

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
①	(省略)	(省略)	
②	申請に当たり求められる税関手続及び <u>貨物のセキュリティ</u> の履行に関する事項の遵守が関連会社等において	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

6 (同左)

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
①	(同左)	(同左)	
②	申請に当たり求められる税関手続及び <u>貨物管理</u> の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されてい ることが望ましい。				体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されてい ることが望ましい。				
③ 及 び ④	(省 略)	(省 略)			③ 及 び ④	(同 左)	(同 左)		
(注)	(省 略)				(注)	(同 左)			
8~11	(省 略)				8~11	(同 左)			
12 教育及び研修に関する事項					12 教育及び研修に関する事項				
審 査 事 項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄			審 査 事 項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄		
特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は 特定製造貨物管理業務に関する教育及び 研修に関し、次に掲げる措置が講じられて いるか。 <u>(注) 申請者の責任の下、他の者が教育及 び研修の全部又は一部を実施しても差 し支えない。ただし、自社固有の業務 に関する教育及び研修等、他の者によ る実施が適当でないものは、申請者が 行う必要がある。</u>					特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は 特定製造貨物管理業務に関する教育及び 研修に関し、次に掲げる措置が講じられて いるか。				
: イ～ハ (省 略)	(省 略)				: イ～ハ (同 左)	(同 左)			
13 (省 略)					13 (同 左)				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前																											
〔別紙様式2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				〔別紙様式2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート																											
<input type="checkbox"/> 特定保税承認者 <input type="checkbox"/> □保税蔵置場 <input type="checkbox"/> □保税工場 <input type="checkbox"/> □特定保税運送者 <input type="checkbox"/> □認定通關業者		○○○社		<input type="checkbox"/> 特定保税承認者 <input type="checkbox"/> □保税蔵置場 <input type="checkbox"/> □保税工場 <input type="checkbox"/> □特定保税運送者 <input type="checkbox"/> □認定通關業者		○○○社																									
1 体制整備等に関する基本的事項																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>審　查　事　項</th><th>自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等</th><th>税関 審査欄</th><th>No</th><th>審　查　事　項</th><th>自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等</th><th>税関 審査欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 及び ②</td><td>(省　略)</td><td>(省　略)</td><td></td><td>① 及び ②</td><td>(同　左)</td><td>(同　左)</td><td></td></tr> <tr> <td>③</td><td>法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5<u>第1号</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者</td><td><input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO</td><td></td><td>③</td><td>法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5<u>第1号イ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者<u>(申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ(規則第4条の11において準用する場合を含む。)に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</u></td><td><input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO</td><td></td></tr> </tbody> </table>								No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	① 及び ②	(省　略)	(省　略)		① 及び ②	(同　左)	(同　左)		③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号イ</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者 <u>(申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ(規則第4条の11において準用する場合を含む。)に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄																								
① 及び ②	(省　略)	(省　略)		① 及び ②	(同　左)	(同　左)																									
③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5 <u>第1号イ</u> （規則第4条の11において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者 <u>(申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ(規則第4条の11において準用する場合を含む。)に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。(注)において同じ。)</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																									

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
<p>□ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4<u>第1号</u>に規定する各部門及び責任者</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8<u>第1号</u>に規定する各部門及び責任者</p> <p>(注1) 上記イからハにおいては、規則第4条の5<u>第1号イ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ</u>、又は規則第9条の8<u>第1号イ</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5<u>第1号ニ</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号ニ</u>又は規則第9条の8<u>第1号ニ</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の</p>				<p>□ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4<u>第1号イ</u>に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則第7条の4<u>第2号イ</u>に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。）</p> <p>（注）において同じ。）</p> <p>ハ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の8<u>第1号イ</u>に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、同条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注）において同じ。）</p> <p>（注1）上記イからハにおいては、規則第4条の5<u>第1号イ(1)</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ(1)</u>、又は規則第9条の8<u>第1号イ(1)</u>に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5<u>第1号イ(3)</u>（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、規則第7条の4<u>第1号イ(4)</u>又は規則第9条の8<u>第1号イ(3)</u>に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これら</p>			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
		5 <u>第1号口及びハ</u> (規則第4条の11において準用する場合を含む。)、規則第7条の4 <u>第1号口及びハ</u> 又は規則第9条の8 <u>第1号口及びハ</u> に規定する部門。 以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の <u>事業</u> 部門が他の <u>事業</u> 部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。							
(④ ～ ⑥)	(省略)	(省略)							

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税關 審査欄
①	(省略)	(省略)	

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

No	審　查　事　項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税關 審査欄
①	(同左)	(同左)	

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注)申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務 <u>(イ、ロ及びホを除く。)</u> が網羅されていなくとも差し支えない。 特に、上記ハ及びヘからヲまでについて、事業部門が行うこととされていても差し支えない。				② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注)申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務 <u>の全て</u> が網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門が行うこととされていても差し支えない。			
イ～ヲ (省略)	(省略)			イ～ヲ (同左)	(同左)		

(2) (省略)

3 (省略)

4 貨物のセキュリティの履行に関する事項

No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
①～⑤	(省略)	(省略)	
⑥	依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認(貨物の現況の的確な把握のための確認のほか、人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。)を行う体制を整備しているか(認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

(2) (同左)

3 (同左)

4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
①～⑤	(同左)	(同左)	
⑥	依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認(人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。)を行う体制を整備しているか(認定通関業者の認定申請における審査の場合に限る。)。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	(⑦)	(省略)	(省略)			(⑦)	(同左)	(同左)	
5 監査体制					5 監査体制				
No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄		No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	
①	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 (注2) <u>他の者が適正に監査の業務を行なう能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行なるべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び上記イからホまでの事項が、法令遵守規則又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第52条、法第62条、法第63条の5又は法第79条の2に規定する改善措置が求められ</u>				①	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。			

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	イ～ホ (省略)	(省略)			イ～ホ (同左)	(同左)	
②	(省略)	(省略)		②	(同左)	(同左)	
6	(省略)				6	(同左)	
7	関連会社等の指導等に関する事項				7	関連会社等の指導等に関する事項	
No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
①	(省略)	(省略)		①	(同左)	(同左)	
②	申請に当たり求められる税関手続及び <u>貨物のセキュリティ</u> に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	申請に当たり求められる税関手続及び <u>貨物管理の履行</u> に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 (注) 契約書等において明記されていることが望ましい。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
③ 及び ④	(省略)	(省略)		③ 及び ④	(同左)	(同左)	
8~11	(省略)				8~11	(同左)	
12	教育及び研修に関する事項				12	教育及び研修に関する事項	
No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄	No	審査事項	自己評価 及び実施内容 (実施状況) 等	税関 審査欄
	関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 (注) <u>申請者の責任の下、他の者が教育及び研修の全部又は一部を実施しても差</u>				関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
し支えない。ただし、自社固有の業務 に関する教育及び研修等、他の者によ る実施が適当でないものは、申請者が 行う必要がある。 イ～ハ (省略)	(省略)			イ～ハ (同左)	(同左)		
13 (省略)				13 (同左)			